

墨田区監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和8年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和8年9月24日

墨田区監査委員	岩佐一郎
同	小暮和敏
同	堀内芳訓
同	はねだ福代

令和8年度財政援助団体等監査結果報告書

1 根拠法令等

地方自治法第199条第7項及び墨田区監査基準

2 監査の対象

- (1) 令和7年度に財政的援助を与えた団体等における出納及びその他の事務執行のうち財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体の出納及びその他の事務で、令和7年度の執行に係るもの
- (3) 公の施設の管理を指定管理者として行わせている団体の出納及びその他の事務で、令和7年度の執行に係るもの

3 監査実施期間

令和8年7月2日（木）から同年8月5日（水）まで

4 監査対象団体

実地監査団体 18団体

別添「令和8年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表」のとおり、監査委員及び監査委員事務局による実地監査を実施した。

5 監査の観点

- (1) 補助金等交付団体において、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 出資団体において、事業運営が出資目的に沿って行われ、会計経理が適正に行われているか。
- (3) 指定管理者において、公の施設の管理が協定に基づき行われ、会計経理が適正に行われているか。

6 監査結果

以上のとおり監査を実施したところ、監査対象団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行は概ね当該財政援助の目的等に沿って行われていたが、以下に掲げる事項について、監査結果として特に記すものである。

(1) 指摘事項

ア 指定管理者に関するもの

(ア) 協定書の配置職員数について基準を満たしていない期間があった。特に

- 副園長（主任保育士）については、6月以降配置されていなかった。（社会福祉法人宝樹会（墨田区水神保育園）、子ども施設課）
- （イ）指定業務である「カーテンのクリーニング」が実施されていなかった。
（ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体（墨田区横川コミュニティ会館）、地域活動推進課）
- （ウ）指定業務である「定期清掃」の一部が実施されていなかった。（労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（立川児童館）、地域子育て課）
- （エ）指定業務である「館内消毒（害虫駆除）」の一部、「フラワーアレンジメント教室」の一部及び「親子コンサート」が実施されていなかった。（一般社団法人吾嬬の里（八広地域プラザ）、地域活動推進課）
- （オ）概算払による指定管理料の精算について、すくわくプログラム事業実施経費の支出額に対象外の費用を含めていたため、返還額に誤りがあった。また、給食費の支出額に職員分を含めていたため、支出額が指定管理料を超過しているものとして精算され、本来残額があったにもかかわらず指定管理料の返還が行われていなかった。（社会福祉法人宝樹会（墨田区水神保育園）、子ども施設課）
- （カ）概算払による指定管理料の精算について、修繕費の支出額を誤って記載したため、返還額が本来の額よりも少なくなっていた。（社会福祉法人墨田区社会福祉事業団（墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター）、高齢者福祉課）

（２）指導・注意事項

以下については、指摘事項とするまでには至らないものの不適正な処理が行われている事案である。実地監査で指導・注意を行い、所要の訂正や今後の改善を促したものである。

ア 補助金等交付団体における事務の執行を適正に行うべきもの

- （ア）要綱において、収支報告書を区長に提出すると定められているが、支出内訳に誤りがあるものがあった。（１団体）

イ 出資団体における事務の執行を適正に行うべきもの

- （ア）当該団体の事業報告書に誤りがあるものがあった。（２団体）

ウ 指定管理者における事務の執行を適正に行うべきもの

- （ア）協定書において、事前に区の承認を受けた場合に限り、指定業務の一部を第三者に委託できると定められているが、承認を受けずに委託が行われているものがあった。（５団体）
- （イ）協定書に基づき区に提出された毎月の事業報告書について、内容に漏れ

や誤りがあるものがあった。(2団体)

(ウ) 協定書に基づき区に提出された毎年度の指定業務終了後の事業報告書、収支決算書について、内容に漏れや誤りがあるものがあった。(5団体)

エ 指定管理者における施設の管理を適正に行うべきもの

(ア) 消防用設備や電気設備に不具合が生じているが、修繕が行われていないものがあった。(3団体)

(イ) 消火器の前に障害物が置かれているものがあった。(1団体)

(ウ) 什器等に転倒防止のための措置が行われていないものがあった。(5団体)

オ 指定管理者における備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 区に所有権が帰属する備品のうち、区の備品番号等を記載したラベルの貼付が行われていないものがあった。(2団体)

(イ) 協定書において、1件5万円以上の物品を購入し、又は調達した場合は、区にその物品名及び価格を通知すると定められているが、通知が行われていないものがあった。(3団体)

以上述べてきた指導・注意事項のほかにも、監査当日に軽易な誤りについての訂正等を促している。大きな事務の誤りを未然に防ぐためにも、適正な事務処理に留意されたい。

(3) 監査委員意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

ア 指摘事項について

(ア) 指定管理者について

今回指摘事項とした事案は、全て区への指定管理料の返還を要することになるものである。

特に6(1)ア(ア)の職員配置の欠員については、保育の質の確保への影響が懸念されるため、「こどもまんなかすみだ」を目指す本区として看過できない。

また、指定業務の確実な実施については、協定書や覚書における業務の実施内容を十分に把握し、年間計画書等で実施の時期や仕様を具体的に定め、履行に漏れのないよう定期的な進捗管理を徹底されたい。

さらに、概算払の精算については、毎年のように誤りが散見される。区民のための公金を預かっているという自覚を持ち、複数の目で証拠書類に

基づいて提出書類の内容を確認するなど、厳正なチェックを望むものである。

イ 指導・注意事項について

(ア) 指定管理者による指定業務の第三者への委託について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないものが、5団体認められた。

「墨田区指定管理者制度ガイドライン」では、「原則として指定業務を第三者に委託することはできない。ただし、指定業務の全部又は主たる部分（企画立案、業務運営、基幹業務等）以外の施設の清掃業務・警備業務や設備の保守点検業務などの専門性の高い個別の業務については、事前に区が承認した上で第三者に委託することができる。」としている。

指定業務の第三者委託に係る区の事前承認は、業務の適正な履行の確保の観点から必要不可欠である。指定管理者は、第三者委託のリスクを再認識のうえ、遺漏がないよう徹底されたい。

ウ 指定管理施設の適切な運営について

各指定管理者は、利用者の声を聴き、事業の工夫や施設環境の整備など、専門的なノウハウを活かすことにより利用者サービスの向上に寄与していると認められる。

しかしその一方で、6（1）ア（ア）の職員配置基準を満たしていなかった事案は、保育の質の確保への影響が懸念されるものである。保育士等の人材確保が困難な状況は今後も続くことが予想されるため、指定管理者は、新規の採用や年度途中の欠員補充について効果的な対策を講じていく必要がある。また、区は、この事案を契機に、すべての保育所、児童館等の子育て支援施設の指定管理者に対し、改めて職員配置の状況を確認されたい。

そのほかにも、今回の指摘事項、指導・注意事項の中には、利用者の安全や利益を損なうリスクにかかわるものが少なくない。

こうしたリスクの蓄積が大きな事故・事件につながることは、全国の地方自治体で散見される事例からも明らかである。

一つの事故・事件の発生で、これまで長年にわたって培ってきた区民の信頼は簡単に失われることを肝に銘じ、今後の業務に取り組まれない。

これらの多くは、所管課によるモニタリングや提出書類のチェックにより発見できるはずのものである。改めて、区は施設管理の最終責任者であるという意識をもって、「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」等を活用し、指導監督を徹底されたい。

今後とも区民が安全、快適に施設を利用できるよう、指定管理者には適切な運営を望むものである。

令和 8 年度財政援助団体等監査（実地監査）実施団体等一覧表

1 監査委員監査

実施日	対 象 団 体	種 類	財 政 援 助 等 概 要
7月9日 (木)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	指定管理者	立川児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	すみだスポーツ振興まちづくりパートナーズ	指定管理者	両国屋内プールの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月15日 (水)	社会福祉法人仁風会館	指定管理者	墨田区きんし保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体	指定管理者	墨田区横川コミュニティ会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月17日 (金)	すみだパークマネジメントグループ	指定管理者	墨田区立隅田公園の一部の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	墨田区土地開発公社	出 資	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民福祉の増進に寄与することを目的として設立された。
7月23日 (木)	一般社団法人アーバンデザインセンターすみだ	補 助 金	「大学のあるまちづくり」を推進することを目的とし、活動経費の一部を補助している。
	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	補 助 金	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき東京都知事の指定を受けた高齢者就業援助法人であり、同法に定められた区の責務の一つとして経費の一部を補助している。
7月28日 (火)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補 助 金 出 資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月30日 (木)	社会福祉法人宝樹会	指定管理者	墨田区水神保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般社団法人吾嬬の里	指定管理者	八広地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。

2 事務監査

実施日	対 象 団 体	種 類	財 政 援 助 等 概 要
7月2日 (木)	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	指定管理者	立川児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	株式会社我喜大笑	補 助 金	東京都認証保育所の運営に関する経費の一部を補助している。
7月3日 (金)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	外手児童館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	すみだスポーツ振興まちづくりパートナーズ	指定管理者	両国屋内プールの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月6日 (月)	社会福祉法人仁風会館	指定管理者	墨田区きんし保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	一般社団法人地域プラザBIGSHIP	指定管理者	本所地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月8日 (水)	ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体	指定管理者	墨田区横川コミュニティ会館の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	株式会社こどもの森	補 助 金	認可保育所の運営に関する経費の一部を補助している。
7月10日 (金)	社会福祉法人雲柱社	指定管理者	さくら橋コミュニティセンターの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	すみだパークマネジメントグループ	指定管理者	墨田区立隅田公園の一部の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
7月14日 (火)	一般社団法人アーバンデザインセンターすみだ	補 助 金	「大学のあるまちづくり」を推進することを目的とし、活動経費の一部を補助している。
	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	補 助 金	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき東京都知事の指定を受けた高齢者就業援助法人であり、同法に定められた区の責務の一つとして経費の一部を補助している。
7月16日 (木)	社会福祉法人宝樹会	指定管理者	墨田区水神保育園の管理運営業務を指定管理者として行わせている。
	特定非営利活動法人とらいあんぐる	補 助 金	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業に関する経費の一部を補助している。
7月21日 (火)	公益財団法人墨田区文化振興財団	補 助 金 出 資 指定管理者	芸術文化活動の振興と新たな芸術文化の創造・発信を行い文化都市の形成に寄与するために設立された。すみだトリフォニーホールの管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
7月27日 (月)	一般社団法人吾嬬の里	指定管理者	八広地域プラザの管理運営業務を指定管理者として行わせている。
8月3日 (月)	社会福祉法人墨田区社会福祉事業団	補 助 金 出 資 指定管理者	区民福祉の向上と増進に寄与するために設立された。すみだ福祉保健センター等の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。
8月5日 (水)	一般財団法人墨田まちづくり公社	補 助 金 出 資 指定管理者	自治活動の振興と市街地環境の再整備を推進するために設立された。地域集会所の管理運営業務を指定管理者として行わせているほか、その他の事業に関する経費の一部を補助している。